

介護職員等特定処遇改善加算について

<介護職員等特定処遇改善加算とは>

介護職員の処遇改善については、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

<介護職員等特定処遇改善加算の算定要件>

- ① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ② 職場環境要件について、「入職促進に向けた取り組み」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取り組み」「やりがい・働きがいの醸成」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- ③ 賃上げ以外の介護職員処遇改善の取組の見える化を行っていること

<「見える化」要件とは>

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度やホームページを活用する等、外部から見える形で公表することが必要となります。

<職場環境要件の提示について>

見える化要件に基づき、当法人の特定加算の取得状況を報告します。賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容は次のとおりです。

① 入職促進に向けた取り組み

他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築をしています。

② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の
機会の確保をします。

③ 両立支援・多様な働き方の推進

有給休暇が取得しやすい環境の整備をしています。

④ 腰痛を含む心身の健康管理

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備をしています。

⑤ 生産性向上のための業務改善の取り組み

業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減をして
います。

⑥ やりがい・働きがいの醸成

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職
員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善をしています。

<加算状況>

事業所名	介護職員 処遇改善加算	介護職員等 特定処遇改善加算
アンバー鶴見	I	II